

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
— 高機能・高額な義肢・装具・座位保持装置の問題について—

研究分担者 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター企画情報部

研究要旨

本研究の目的は、①補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、②補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに③基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。

義肢・装具・座位保持装置における高機能・高額な補装具の問題に対し、市町村や更生相談所に筋電義手、完成用部品そして平成30年度から加算が認められたカーボン製装具について、判定や支給決定の実態を把握し、判定基準の方向性や支給決定に必要なスキル向上の対策等についてアンケート調査を行った。

1) 筋電義手について特例補装具の中でも障害児および障害者に対して購入決定している件数を把握することができた。2) 完成用部品については判定のポイントが確認できた。3) カーボン製装具については、判定の際に必要な情報が何かについて把握することができた。

A. 研究目的

本研究の目的は、①補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、②補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに③基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。

補装具の中でも義肢・装具・座位保持装置については、特例補装具で扱う筋電義手の需要が伸びてきている。完成用部品に高機能高額な部品が増加している。平成30年度の制度改定が行われ装具にカーボン加算が可能になった。

これらの事項について、市町村および更生相談所に対し、高機能高額な義肢・装具・座位保持装置について実態把握のためのアンケート調査を行った。今回調査回答がまとまったため、回答内容の分析を行った。

B. 研究方法

補装具支給に携わる全国の更生相談所と市町村に対して、補装具費支給の実態を把握するための調査票を作成しアンケート調査を行った。調査の方法は

1) 更生相談所に対するアンケート調査

特例補装具で判定を行った筋電義手の購入・修理決定件数の把握する設問、完成用部品の価格帯について、判定の時にどう影響するか考え方の意見を求める設問、新しく下肢装具に追加された加算項目として判定への影響を問う設問、また、高機能・高額な補装具を判定するために更生相談所の職員に求められるものについて意見を聞く設問を用意した。

身体障害者更生相談所77件に対しては、郵送により調査票を送付し、返信11月29日を締切りとして回収した。締切に時点での回収率が70%程度であったことから督促状を送り、90.9% (70/77) の回収率となった。

2) 市町村に対するアンケート調査

特例補装具で扱った筋電義手の購入・修理決定件数の把握と筋電義手との複数支給についての設問を用意した。高額な部品については、購入決定した経験を聞くとともに、高機能高額な部品についての意見を聞く設問を設けた。

全国の市町村 1743 件に対して令和元年 10 月末に調査票を送り、12 月 25 日締切とした。44.9% (783/1743) の回収率であった。

3) 集計方法

調査は、市町村と更生相談所を対象とし別滅に調査を行ったが、市町村と更生相談所の集計を合わせ、筋電義手、完成用部品、下肢装具のカーボン加算という形式をとり、情報共有についてアンケート結果を集計し、分析を行った。

(倫理面への配慮)

調査票には、個人を含まないため「非該当」と判断した。また、提示すべき利害関係はない。

C. 研究結果

補装具の高額高機能なものの取扱として調査を行ったものは、特例補装具として扱われている筋電義手、高額と感じている完成用部品、そして、取扱が始まったカーボン製装具について項目を分け、集計を行った。

1. 筋電義手について

市町村へ筋電義手の申請があった場合の市町村の窓口の対応についての問に対して、特例補装具として扱うが35% (275件)、更生相談所へ相談する28% (217件)、申請を受けていないため不明17%、基準内のものに置き換える3% (21件)、受け付けない6% (45件) であった。

一方、筋電義手の判定経験がある更生相談所は37% (26件) であった。

また、更生相談所で行った筋電義手についての判定し購入決定した件数は身体障害児が平成28年度8件、平成29年度9件、平成30年度7件であった。身体障害者は平成28年度10件、平成29年度13件、平成30年度18件であった。

2. 高額な部品使用について

市町村で高額な部品使用の申請を受け付けた場合の対応は、制度内であっても更生相談所等に技術的

助言を求める72% (508件)、制度で定めているものであれば全て支給している25% (176件)、その他3% (22件) であった。

一方、更生相談所が判定を行う際、部品単価による判定の慎重さは、これまで使用していたものよりも高価になると慎重になるが86% (60件)、金額で判定の慎重さは変わらないが14% (10件) であった。また、それぞれ補装具を判定する中で完成用部品の金額によって判定が慎重になる境目の金額は、義用手用部品の手先具では18件が慎重になった経験があり、多かった境目は10万円台から8件、40万円台から3件、60万円台から6件であった。義足用部品の股継手では9件が慎重になった経験があり、多かった境目は40万円台から7件、膝継手では51件が慎重になった経験があり、多かった境目は25万円から50万円以上16件、51万円から100万円以上12件、101万円から150万円以上4件、151万円から200万円以上17件であった。足継手では6件が慎重になった経験があり、多かった境目は20万円台以上3件であった。足部では31件が慎重になった経験があり、多かった境目は10万円台以上4件、20万円台以上7件、30万円台以上13件、40万円台以上2件、50万円台以上3件であった。フームカバーでは1件が慎重になった経験があり、リアルソックスでは3件が慎重になった経験があった。装具用部品の股継手では3件が慎重になった経験があり、多かった境目は30万円台以上2件、膝継手では7件が慎重になった経験があり、多かった境目は2万円台から16万円まで幅広く分布していた。足継手では15件が慎重になった経験があり、境目は1万円から11万円まで分散しており、6万円以上が6件と集中していた。座位保持装置の支持部では16件が慎重になった経験があり、境目は2万から30万まで分散し、11万から15万円に6件が集まっていた。支持部ベースでは8件が慎重になった経験があり、境目は2万から30万まで分散していた。身体保持部品では8件が慎重になった経験があり、2万から30万まで分散し2から5万円と記入が4件あった。構造用フレームでは23件が慎重になった経験があり、21万から30万と記入が8件と多かった。テーブルでは、2万から4万、アームレストでは、4万から6万円が境目となっていた。

高額な部品を判定する場合に慎重になる点は、同等安価なものであるか24件、真に必要なものか41件、活動性が上がるか11件、デモ機を使って判断しているか5件、不具合が解消されるか2件、就労の有無1件であった。

また、部品に関する情報の入手の方法は、通知情報5件、インターネット25件、カタログ11件、製作事業者17件、更生相談所の繋がり6件、研修会・学会への参加12件であった。

3. カーボン製装具について

平成30年度の改正でカーボン製装具の加算が追加された。そこで、平成30年度の1年間に判定したカーボン製装具についての回答である。

既に判定を行っているが38% (26件)、まだ判定していないが62% (43件)であった。

カーボン製装具の判定を行う際に必要な情報は、カーボン製装具使用による効果が29% (20件)、使用中の補装具の問題点の把握が27% (19件)、障害の状況が24% (17件)の順で多かった。

完成用部品全般に関して、完成用部品へ高額なものが追加されたり、製作要素の加算が追加された場合に、補装具を判定する更生相談所職員に求められるものは、部品と障害者のマッチングが34% (24件)、情報収集について回答したものが33% (23件)、補装具費支給制度全般の知識が必要が10% (7件)、同等安価な部品の判別が6% (4件)であった。

D. 考察

1. 筋電義手について

筋電義手の普及を考えた場合、市町村では受け付けてもらえないところも存在しており、筋電義手を判定した経験がある更生相談所は37%と少なく、半数にも至っていないことが分かった。今回の調査によって、身体障害児および身体障害者への筋電義手の支給実態を正確に把握することができた。筋電義手が義手製作時の選択肢の1つとして一般化するた

めには、さらなる筋電義手の普及啓発が必要である。

2. 高額な部品使用について

補装具の金額によって判定が慎重になる傾向にある。しかし、完成用部品の金額によって慎重になる価格が更生相談所によって差が大きかった。これは、部品の持つ機能と価格についての情報がどれだけ理解されているかによると考えられる。

完成用部品に関しての情報の入手方法でも、メーカーからの情報が中心となり、研修会や学会などのから得られる客観的な情報が重要になってくると考えられる。

3. カーボン製装具について

平成30年度の告示改正で、カーボン製装具の加算が可能になった。運用開始から1年間と期間が短いこともあり、判定を経験したところは40%程度であった。その中でも、カーボン製装具の需要があることが確認できた。カーボン製装具の判定を行う上で、それぞれの更生相談所が必要だと感じた情報は、装具の効果、使用中の装具の問題点把握、障害の状態把握であった。

E. 結論

総合支援法で支給決定している身体障害児および身体障害者の購入決定件数の内訳を知ることができた。

高額な部品については、多くの更生相談所で取り扱う完成用部品の価格により慎重な判定を行うようになることが分かった。しかし、慎重になる金額のラインはまちまちであった。また、判定の際に必要なとする情報は、一定の方向性を示していた。

新しく制度に組み込まれた、カーボン製装具の加算については、告示に掲載されてから1年しか経っておらず、判定を経験している更生相談所は少なかったが、判定に際して必要となる情報について一定の傾向を得ることができた。

F. 健康的危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

H. 知的財産権に出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし